

鳥取県企業版ふるさと納税ティアップ奨励金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県企業版ふるさと納税ティアップ奨励金（以下「本奨励金」という。）を支給するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助要綱 鳥取県SDGs経営促進補助金交付要綱（令和4年4月26日第202200027775号商工労働部長通知）をいう。
- (2) 補助金 補助要綱第1条に規定する鳥取県SDGs経営促進補助金をいう。
- (3) 補助事業 補助要綱第5条第1項の規定による事業をいう。
- (4) 補助事業者 補助要綱第8条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた者をいう。
- (5) 企業版ふるさと納税 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する法人からの寄附をいう。
- (6) とっとりSDGs企業認証推進事業 県内企業の価値向上に資する「SDGs企業認証」の取得支援や、認証企業等を対象としてSDGsの取組を促進するために県が行う事業をいう。

(支給目的)

第3条 本奨励金は、企業版ふるさと納税により、県がとっとりSDGs企業認証推進事業の財源として受け入れる寄附額の全額又は一部を、補助事業者に対して奨励金として支給することにより、補助事業者のSDGs経営の促進に向けた取組を加速させることを目的とする。

(補助事業者の責務)

第4条 補助事業者は、本奨励金の支給目的を踏まえ、SDGsの取組の実践及び発展、並びに他の事業者への取組の波及及び拡大に向けて、自社の取組について積極的にピーアールを行うものとする。

(支給対象者)

第5条 本奨励金は、補助事業者のうち、第6条の規定に基づき算定した額がゼロでない者（以下「支給対象者」という。）に対して支給するものとする。

(支給可能額)

第6条 本奨励金として支給可能な金額（以下「支給可能額」という。）は、企業版ふるさと納税により、県がとっとりSDGs企業認証推進事業の財源として受け入れた寄附額について、補助事業の交付の可否を審査するために設置した採択検討会の評価点の得点順位に応じて算定した額（別記参照）と、支給対象者の補助事業に係る補助金について、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第18条第1項の規定により確定した額のいずれか小さい額とする。

2 前項の算定の対象となる寄附額は、支給対象者の補助事業に係る補助金の交付決定の日が属する年度の3月15日までになされた企業版ふるさと納税の額とする。

(支給の申請方法等)

第7条 知事は、前条第1項の支給可能額を様式第1号により支給対象者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた支給対象者は、本奨励金の受給を希望する場合は、別に定める日までに、様式第2号による支給申請書を知事に提出するものとする。

(支給決定等)

第8条 知事は、前条第2項の支給申請書の提出を受け、適正なものであると認めた場合は、速やかに本奨励金の支給決定を行い、本奨励金を支給するものとする。

2 知事は、前項による支給決定を行ったときは、様式第3号により当該支給対象者に通知するものとする。

(奨励金の支給停止等)

第9条 知事は、支給対象者が補助要綱第15条第1項の規定に基づく補助金の交付停止を受けた場合は、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

(1) 補助金の交付停止が前条第1項に規定する本奨励金の支給決定前に行われた場合 当該支給対象者の支給対象者からの除外

(2) 補助金の交付停止が前条第1項に規定する本奨励金の支給決定後に行われた場合 本奨励金の支給停止

2 前項の実施手続き及び本奨励金の取扱い等は、当該支給対象者との協議に基づき決定するものとする。

(不支給及び支給決定の取消し等)

第10条 知事は、支給対象者が、規則第21条により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消されたときは、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 補助金の交付決定の全部又は一部の取消しが第8条第1項に規定する本奨励金の支給決定前に行われた場合 当該支給対象者の支給対象者からの除外

(2) 補助金の交付決定の全部又は一部の取消しが第8条第1項に規定する本奨励金の支給決定後に行われた場合 本奨励金の支給決定の取消し

2 前項の実施手続き及び本奨励金の取扱い等は、当該支給対象者との協議に基づき決定するものとする。

(奨励金の返還)

第11条 知事は、本奨励金の支給を受けた支給対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該支給対象者に対して支給決定した本奨励金の全部又は一部について支給決定を取り消し、当該取消しに係る部分について既に本奨励金を支払っているときは、期限を定めて、その部分について支払った額の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の行為によって支給を受けた場合

(2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合

2 知事は、前項の規定により支給決定を取り消し、返還を命ずるときは、様式第4号により当該支給対象者に通知するものとする。

(雑則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、本奨励金の支給について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 1 6 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 6 月 2 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記（第6条関係）

補助事業採択時の評価点の高い者から並べた順位に応じて算定した額（千円未満は切り捨てる。）

$$\text{寄附額} \times \frac{\text{補助事業採択数} - (\text{順位} - 1)}{\text{補助事業者の順位の合計}}$$

様

職氏名 印

年度鳥取県企業版ふるさと納税ティアップ奨励金の支給可能額等について（通知）

この度、 年度の奨励金について、鳥取県企業版ふるさと納税ティアップ奨励金支給要領（令和4年5月16日第202200038930号商工労働部長通知。以下「要領」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり支給可能額を算定しましたので、要領第7条第1項の規定により通知します。

本奨励金の受給を希望する場合は、期限までに支給申請書（様式第2号）を提出してください。

記

- 1 支給可能額
金 円
- 2 寄附企業一覧
（非公開を希望した企業を除く）
- 3 提出が必要な書類
様式第2号 年度鳥取県企業版ふるさと納税ティアップ奨励金支給申請
- 4 提出期限

鳥取県知事 様

所在地
事業者名
代表者職氏名

年度鳥取県企業版ふるさと納税ティアップ奨励金支給申請書

鳥取県企業版ふるさと納税ティアップ奨励金支給要領（令和4年5月16日第202200038930号商工労働部長通知。以下「要領」という。）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 支給申請額

金 _____ 円

（要領第7条第1項により通知された支給可能額を上限とする支給希望額）

2 振込先の口座情報

金融機関名：

支店名：

口座種別： 普通 ・ 当座 ・ その他（ ）

口座情報：(店番) _____ ー _____ (口座番号)

口座名義(フリガナ)：

※請求者と口座名義人が異なる場合には、以下にもご記入ください。
請求者と口座名義人が異なっていますが、以下の者に受領を委任します。

受任者氏名・住所（口座名義人）：

様

職氏名 印

年度鳥取県企業版ふるさと納税ティアップ奨励金支給決定通知書

年 月 日付けの申請書で申請のあった鳥取県企業版ふるさと納税ティアップ奨励金については、鳥取県企業版ふるさと納税ティアップ奨励金支給要領（令和4年5月16日第202200038930号商工労働部長通知。以下「要領」という。）第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり支給することに決定したので、要領第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 支給決定額
金 円
- 2 その他
(支給決定に係る条件等を記載)

第 年 月 日
号

様

職氏名 印

年度鳥取県企業版ふるさと納税ティアップ奨励金支給決定取消・返還通知書

鳥取県企業版ふるさと納税ティアップ奨励金支給要領（令和4年5月16日第202200038930号商工労働部長通知。以下「要領」という。）第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり支給決定を取り消すとともに、返還いただくこととしましたので、要領第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消額金 円
- 2 取消に係る支給決定通知年月日及び番号
- 3 取消の理由
- 4 返還の期限 年 月 日
- 5 返還の方法 同封の払込書により所定の金融機関から払込みください。